

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人 空港周辺整備機構 理事長

・当法人は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）」に定める周辺整備空港（福岡空港）の周辺地域において、航空機騒音による障害の防止及び軽減等を図るため、住宅の騒音防止工事の助成などの空港周辺環境対策事業を実施しています。

・今回の公募の対象である理事長は、当法人を代表して、円滑な空港運営に資するため、国・地方公共団体と連絡調整を図り、空港周辺住民の理解を得ながら、当法人の業務を総理することが求められます。このため、空港や航空分野に精通するとともに、業務運営にあたりリーダーシップを発揮し、当法人の組織全体をマネジメントする能力を有する方、人格高潔で高い倫理観を持つ方を求めています。

1. 機関名：独立行政法人空港周辺整備機構

（法人の業務概要）

当法人は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、平成15年10月に設立された国土交通省所管の独立行政法人であり、周辺整備空港（福岡空港）の周辺地域において、航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、生活環境の改善に資することを目的とした事業を行っています。

主な業務内容は以下のとおり。

（1）移転補償事業

騒音障害の特に著しい区域の建物等の移転・除却により生ずる損失の補償

（2）緑地造成事業

緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理

（3）民家防音事業

騒音障害の著しい区域における住宅防音工事に関する助成

（4）再開発整備事業

航空機の騒音による影響が少ない施設の建設及び管理

なお、平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、当法人について特に講ずべき措置として、「本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営に関する法律（平成25年法律第67号）に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな

空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。」とされている。

2. ポスト：理事長 1ポスト 1名

〈任期：平成30年4月1日～平成35年3月31日（改正独法通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から現に主務大臣が機構に指示している中期目標の期間の末日まで）〉

3. 職務内容

理事長は、法人の基本的な運営方針を立案し、国土交通大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、以下の運営管理業務（役職員約30名）を総理するとともに、役職員の指揮監督、業務運営のマネジメント、コスト縮減等の取り組み、空港周辺住民、自治体や当法人を所管する国土交通省との空港周辺環境対策事業の実施に係る渉外交渉や調整業務などを行う。

独立行政法人空港周辺整備機構の主な組織

①総務課

法人の業務執行の総合調整、連絡及び広報に関すること並びに職員の人事、給与及び福利厚生に関する業務。

法人の業務運営に係る基本的な方針及び計画の策定並びに事業の実施の総括、調整及び推進に関する業務。

法人の予算及び決算並びに会計の監査、収入及び支出に関すること並びに資産及び物品の取得、管理及び処分に関する業務。

②地域振興課

航空機騒音により生ずる障害の軽減を図る住宅防音工事の助成に関する業務。航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（倉庫、物販施設等）の建設及び管理に関する業務並びに緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理に関する業務。

③補償課

建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償に関する業務。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有し、法人の経営・運営を実施していく強い意欲が認められること。
- ・空港や航空分野に精通するとともに、空港周辺環境対策事業は、航空機騒音被害を解消・軽減するための補償的事業であることから、福岡空港周辺の地方公共団体、住民等との渉外交渉や調整業務の円滑な遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の役員相当職の経験を有し、30人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・法人を取り巻く状況を把握し、先々を見通し基本的な方向性を示す能力や業務の質と効率性の向上に向けた意識のほか、コスト意識を有していること。
- ・組織運営、人事・労務管理、予算管理等に関し、高度な判断能力・調整能力・組織統率能力を有し、リーダーシップを発揮できると認められること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：本社（福岡県福岡市博多区博多駅東2-17-5）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給与：年収約1,680万円(地域手当、特別手当含む)及び通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（1回）、宿舎有
- ・危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- ・その他：給与等の条件は変わることがあります

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ②二次選考（面接審査）
 - ③外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続により選考を行う場合があります。

6. 応募方法

(1) 応募書類等（応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承ください。）

①履歴書

②自己アピール文書

- ・ A4で2枚以内。2,000字程度。自らがこのポストに適任であることを示すため、当法人の業務目的及び理事長の職務内容及びそれらに必要な資格・経験等に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

(2) 応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房人事課任用第二係

(3) 応募期限

平成30年1月18日（木）必着

7. 欠格事項等

独立行政法人通則法又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の役員欠格条項に該当する場合は、理事長となることはできません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

・独立行政法人通則法

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第50条の3 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

第26条 通則法第22条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

8. 問合せ先

(公募手続に関する問い合わせ先)

国土交通省大臣官房人事課任用第二係 03-5253-8111 (内線 21286)

(業務内容に関する問い合わせ先)

国土交通省航空局航空ネットワーク部空港業務課 03-5253-8111 (内線 49425)

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html